

# 大阪狭山市への要請内容と回答

## 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

### (回答)

従前より、ハローワークや大阪府及び近隣市町村と連携して「求人求職情報フェア」などを開催し、雇用の確保と創出に努めています。また、今年の10月には近隣市町村と「雇用促進広域連携協議会」を設立しました。今後とも、雇用の確保と創出に向け国や大阪府とさらなる連携強化を図ってまいります。  
(農政商工グループ)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

### (回答)

引き続き「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携して雇用・就労支援対策に努力してまいります。  
(農政商工グループ)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

### (回答)

「就職に向けた支援が必要な人」については、国・府等の関係機関との連携のもと本市行政が一体となった支援が行えるよう取り組んでまいります。  
(農政商工グループ、福祉グループ)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

### (回答)

労働施策に関わる法令の改正等については、概要等を市の広報誌などに掲載し広く市民に周知

するとともに、企業等についても関係団体を通じ周知の徹底を図ってまいります。

(農政商工グループ)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度導入については、先進事例も参考にしつつ、本市の実態に見合った制度とするため引き続き検討してまいります。また、労働条件等についても引き続き指導してまいります。

(庶務グループ)

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

本市では、平成19年4月1日施行した「男女共同参画推進条例」の基本理念において、社会における活動の自由な選択や家庭生活と他の活動の両立などを掲げています。仕事と生活の調和がとれた社会の実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」や条例の周知・徹底に向けた取り組みを進めてまいります。

(総務部人権広報グループ、人権広報グループ・農政商工グループ)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、ものづくりを支える研究開発施設（コニカミノルタHD）が平成20年春から稼動しており、今後の雇用の創出や地域の活性化を大いに期待しています。今後とも、関係団体と連携のもと地域交流の促進に努めてまいります。

(農政商工グループ)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策については、本市の実情や場所の確保等諸条件の整備が先決と考えています。

(農政商工グループ)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

すでに大阪府市町村連携型融資制度に移行しており、大阪府とも連携した制度のもと、その活用促進を図ってまいります。(農政商工グループ)

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

地元企業育成の観点から、今後も優先発注に努めてまいります。(庶務グループ)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市では、建設工事の契約時（下請金額が3,000万円以上）において施工体制台帳の写しの提出により下請け状況の確認を行っております。中小企業の公正取引の確立に向けて、今後も受注事業者には下請二法の遵守を指導してまいります。(庶務グループ)

### 3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市では、「市民が起点のまちづくり」をめざし、市民との協働を基本に簡素で効率的な行財政運営の構築に取り組んでいます。今後とも、「行財政改革大綱」に基づき積極的に行財政改革に取り組んでまいります。(企画グループ)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

行財政改革の推進にあたっては、「行財政改革大綱」に基づき「市民とともに歩む行政」「簡素で効率的な行政」「市民に信頼される行政」をめざして取り組むとともに、総合計画の中から重

点的に取り組む施策をまとめた「まちづくり戦略プラン」においては「市民と協働のまちづくり」「安全・安心のまちづくり」「子育てにやさしいまちづくり」を掲げ、重点的に施策・事業の推進を図っています。  
(企画グループ)

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

雇用・労働等については、市民の生活に直結することから、「行財政改革大綱」に基づき十分配慮してまいります。  
(農政商工グループ)

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

市民への説明責任を果たすために、市民への情報提供と情報公開制度の適切な運用に努めてまいります。  
(庶務グループ)

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革に伴い労働条件の変更が生じた場合については、職員組合との十分な交渉・協議を経て合意形成を図ってまいりたいと考えています。  
(人事グループ)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

住民に身近な基礎自治体として、国・府などの役割の明確化を図るとともに、事務事業を地域で総合的に遂行できるよう関連事業は一体化して移譲し、権限移譲にあたっては税源移譲等による適切かつ確実な財源措置を行うよう、引き続き要望してまいります。  
(企画グループ)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実強化に向け、国と地方の事務配分を踏まえ消費税を基本に国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保が図られるよう、大阪府を通じて国に引き続き

要望してまいります。

(企画グループ)

#### 4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

##### (回答)

救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の充実に向けた地域医療連携体制の構築につきましては、大阪府が策定した「地域医療計画」に沿って、南河内医療圏域の中で進めてまいります。また、医師不足の解消に向けた施策への取り組みを、大阪府市長会を通じ、国・府に対し要望してまいります。

(健康推進グループ)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

##### (回答)

現在、国において平成21年度の介護報酬改定により介護従事者の処遇改善を図るため作業を進めていると聞いております。なお本市といたしましては、事業者指導の際には従業員に対する研修の実施や健康管理・勤務状況についても把握し、必要があれば指導してまいります。

(高齢介護グループ)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

##### (回答)

平成19年4月の利用者負担の軽減に続き平成20年7月に国で実施された利用者負担のさらなる軽減措置が平成21年3月末で切れますが、利用者負担の増加とならないよう、低所得世帯に対する軽減措置の恒久化や、資産要件の撤廃などの制度改善を、大阪府と連携して国に要望してまいります。

(福祉グループ)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策

の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスについて相談できる専門機関をホームページ等で紹介するなど、市としての取り組みを進めてまいります。(健康推進グループ)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

平成18年度から民営化施設1ヶ所と新たな保育所1ヶ所の計2ヶ所を整備し、待機児童の解消を図ったところです。就学前の子どもを持つ母親の就業率が増加している現在、わずかな待機児童が出てきており、就学前の保育施策として保育所・幼稚園を含めた総合的な検討を始めています。引き続き保護者の子育てと就労の両立を支援するための施策の充実を図ってまいります。

(保育グループ)

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)

(回答)

本市では、休日保育事業については2園で延長保育事業を、一時・特定保育事業は全園で実施しており、多様な保育ニーズに応える取り組みを進めております。ファミリーサポートセンター事業は今年8年目を迎え、市内あちこちで子育ての相互援助活動が行われています。

また、在宅の子育て家庭を支援するため、子育て支援センターの設置運営や「つどいの広場」事業を実施しています。さらに、平成21年1月より病後児保育事業を開設するとともに、今後も関係機関・団体等と連携を図り、各事業の充実に努めてまいります。(保育グループ)

(1)ー③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

本市においては、市立子育て支援センターを拠点として幼稚園・保育所や、民生委員のほか子育て支援を行うNPOやボランティアと連携して子育て支援施策を展開しています。地域における子育て機能の強化を図るため、新たにプレイセンター推進事業に取り組むなど、行政と市民の協働による子育て支援事業を総合的かつ効果的に進めてまいります。(子育て支援グループ)

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

現状の職員体制を維持するとともに、様々な職員研修を行い、保育内容の質の向上に努め、安定的・継続的な運営を図ってまいります。(保育グループ)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

子どもたちの安全管理の確保に市民と一体となって努めてまいります。

また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、全小学校で放課後児童会を開設・運営しております。さらに、放課後の安全で安心して遊べる場所を提供するため、毎週水曜日の午後にボランティアの協力をいただき4ヶ所で「子ども広場」を提供しております。

(教育総務グループ・社会教育スポーツ振興グループ)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小学校の1・2年生につきましては、大阪府と連携しながら、35人学級の編制を行っており、発達段階に応じた学力・こころとからだの育成に努めております。また、後述のキャリア教育とともに、法教育として、生活科・社会科のみならず学級会活動等様々な場面において法に関する基礎的な知識等について、きめ細かく指導をいたしております。

平成11年に、ものづくり基盤技術振興基本法が制定され、文部科学省では、平成12年よりものづくり学習振興支援事業を創設するなど、青少年のものづくり基盤技術に対する関心と理解を深めることや、創造性豊かな人材を育成することが求められています。本市の学校教育分野において、ものづくりに関する国の施策事業のうちでは理科支援員等配置事業を実施しております。

また近年では、キャリア教育の充実を図り、小学校における児童の発達段階に応じたキャリア教育の必要性を、市教育委員会として教育指針においても指示しております。学校教育が果たす役割は重要であり、ものづくり学習の充実を含め、キャリア教育という視点で、地域・企業等と連携しながら、今後も児童・生徒への教育の充実にも努めたいと考えています。

(学校教育グループ)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関で大阪狭山市子どもネットワーク協議会を組織し、必要な情報の交換や支援に関する検討・協議を行っております。今後も相談窓口の連携を図り、同協議会の機能強化に努めてまいります。(子育て支援グループ)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市では、「男女共同参画推進プラン」において、基本理念の一つに「女性に対するあらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会」を掲げており、女性に対する暴力の根絶のための様々な施策について、最重要課題として取り組んでおります。配偶者暴力相談支援センターについては、本年開設した大阪狭山市男女共同参画推進センターにおいて、将来その機能をもちたいと考えております。

また、大阪府や富田林子ども家庭センター等との連携を図り、被害者支援体制の整備に努め、配偶者暴力防止法改正の周知についても、男女共同参画推進センターなどにおいてあらゆる機会を捉えながら行ってまいります。(人権広報グループ)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、平成7(1995)年に「大阪狭山市女性問題行動計画」を、また平成17(2005)年には、「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定しております。大阪府との連携・協力や相談体制の充実についてはそのプランにも明示しており、市長を本部長とする男女共同参画推進本部会議において、市の男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策について推進してまいります。

(人権広報グループ)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

### (回答)

「大阪狭山市地球温暖化対策実行計画」に基づき、CO<sub>2</sub>削減をはじめとする環境施策について全庁的に取り組んでいるところであり、今後も継続するとともに、市民・事業者への啓発にも取り組んでまいります。

①につきましては、国及び大阪府に要請するとともに、市といたしましても快適な交通環境をつくるべく努めてまいります。

②につきましては、「ストップ地球温暖化デー」をはじめとした公共交通機関の利用促進のための取り組みを、広報誌やホームページ等を通じて積極的に市民・事業者へ啓発してまいります。

③の家庭・オフィス向けに日常生活で実践可能な省エネルギーについての方策やエコドライブについて、広報誌やホームページ等を通じて、積極的に市民・事業者への啓発を行ってまいります。また、現在「エコアクション21」の導入を進めているなか、認証後は市内事業所への普及啓発活動も行ってまいります。

(企画グループ・土木グループ)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

### (回答)

本市では現在、8種(燃えるごみ・粗大ごみ・ビン缶・ペットボトル・発泡スチロールトレイ・牛乳パック・その他プラスチック(モデル地区のみ)・金属類)の分別収集を実施しており、これに伴うリサイクル率(資源化処理量/回収量)は約21.6%です。今後ともごみ減量化・分別収集の徹底・環境リサイクルの施策を充実させ、循環型社会の形成に寄与してまいりたいと考えております。

また、食料廃棄物の堆肥化によるリサイクル推進のため、コンポストやボカシ容器の無償貸与、電気式生ごみ処理機の購入補助などの施策を講じており、今後も継続してまいります。

(生活環境グループ)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

「大阪狭山市地域防災計画」において災害時の避難計画を定めており、避難場所として、学校のグラウンドや公園などの「一時避難地」と体育館などで避難生活者を収容する「避難所」を指定しています。また、現在、民間施設等の避難場所使用に係る協定の締結を進めるとともに、各自主防災組織においても地域内の避難場所の確保に取り組まれております。

避難場所への誘導標識については、大地震災害などの事態では安全な避難経路を事前に示すことが可能かどうかという点も含め、検討しております。緊急医療体制については、「大阪狭山市地域防災計画」に沿って、整備を図ってまいります。

災害時の避難場所となる学校施設の耐震化については、強度（ $I_s$ 値）不足の施設から順次年次計画に基づき整備し、可能な限り早期の耐震化に努めてまいります。

本市では昨年度「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」を策定しており、市民に耐震の重要性・必要性を認識してもらい、さらに耐震率が上がるよう努めてまいります。住宅の耐震性能判断についてはすでに補助制度を確立しておりますが、さらに住民が利用しやすい制度にするため、拡充に向けて検討中です。また、住宅の耐震改修工事に対する補助制度については、平成21年度から実施できるよう現在準備中であり、予算については、耐震性能判断・耐震改修工事とも相当分を確保していくよう努めてまいります。昭和57年1月1日以前に建てられた住宅において、建築基準法に基づく耐震基準に適合した30万円以上の改修工事（床面積120㎡が限度）を平成27年12月31日までに実施した場合には、家屋にかかる固定資産税の2分の1の額を減額する制度も整備いたしております。

(危機管理グループ・健康推進グループ・都市計画グループ・教育総務グループ)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市では、「安全・安心のまちづくり」を進めるため、青色回転灯を装備した公用車の導入や各小学校区への青色回転灯を装備した原動機付自転車の貸与など今までにない手法による防犯活動を実施しています。さらに、平成20年度から各小学校の余裕教室などを活用した地域防犯ステーションを学校内に設置し、地域住民・地域団体・事業所・学校等が主体となって「学校の安全」と「地域の安全」の両方を守る取り組みを市民との協働で進めています。特に子どもの登下校時を中心とした見守り活動では、市内400名余りの方々の協力を得て「子どもの安全見守り隊」

に登録をいただき、登下校時の子どもの安全を見守っていただいております。登録者には、黄色いジャンパーを貸与するとともに傷害保険加入の措置をとっています。またこれらの取り組みとともに、登下校時の子どもの引率、安全確保のための巡回や危険箇所のチェックなどについては、学校の教職員とPTAとの連携した活動がなされています。

今後、このような新たな取り組みをさらに拡充するため、黒山警察署・大阪狭山市防犯委員会や各種団体等と連携し、治安対策の強化に努めてまいります。

(市民協働生涯学習グループ・学校教育グループ・社会教育スポーツ振興グループ)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

従前より、学校給食への地産農産物の供給や「朝市」の充実及び市民農園の開設促進など、地産地消に取り組んでおります。今後とも地産地消の一層の推進を図り、地域の農業振興に努めてまいります。

(農政商工グループ)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権を救済するための法整備に向けて、市長会など様々な機会を通じて国に働きかけてまいりたいと考えております。人権啓発活動については、大阪府や大阪人権行政推進協議会など関係諸機関とも連携して、積極的に取り組んでまいります。

(総務部人権広報グループ)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくために、戦争体験談の発行を毎年行っております。また、終戦記念日に合わせた時期に、人権協会と共催で「平和を考える市民のつどい」を開催しております。今後も、市民に平和の尊さを、より身近に感じることができる啓発を行ってまいります。

(総務部人権広報グループ)